

議案第 1 号

令和 7 年度

久慈市一般会計補正予算

( 第 5 号 )

令和7年度久慈市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度久慈市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ644,532千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,148,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月4日提出

岩手県久慈市長 遠藤 譲 一

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 4,849,404	千円 56,474	千円 4,792,930
	1 国庫負担金	2,233,201	52,201	2,285,402
	2 国庫補助金	2,607,256	108,675	2,498,581
15 県支出金		1,636,373	52,514	1,688,887
	1 県負担金	843,065	26,100	869,165
	2 県補助金	676,014	26,414	702,428
17 寄附金		485,400	15,911	501,311
	1 寄附金	485,400	15,911	501,311
18 繰入金		647,473	51,798	699,271
	1 基金繰入金	647,473	51,798	699,271
19 繰越金		801,281	98,831	900,112
	1 繰越金	801,281	98,831	900,112
20 諸収入		821,292	6,588	827,880
	4 雑入	579,742	6,588	586,330
21 市債		3,089,800	813,700	2,276,100
	1 市債	3,089,800	813,700	2,276,100
歳入合計		24,793,259	644,532	24,148,727

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 196,610	千円 1,700	千円 194,910
	1 議会費	196,610	1,700	194,910
2 総務費		4,480,309	47,025	4,527,334
	1 総務管理費	3,786,453	39,043	3,825,496
	3 戸籍住民基本台帳費	93,371	116	93,487
	4 選挙費	105,871	6,868	112,739
	5 統計調査費	26,401	998	27,399
3 民生費		6,614,899	210,544	6,825,443
	1 社会福祉費	3,189,365	171,832	3,361,197
	2 児童福祉費	2,742,776	40,387	2,783,163
	3 生活保護費	682,758	1,675	681,083
4 衛生費		1,482,134	17,423	1,499,557
	1 保健衛生費	769,767	3,109	766,658
	2 清掃費	712,367	20,532	732,899
5 労働費		36,875	1,123	37,998
	1 労働諸費	36,875	1,123	37,998
6 農林水産業費		1,090,999	13,380	1,104,379
	1 農業費	303,175	5,344	297,831
	2 林業費	455,094	300	454,794
	3 水産業費	332,730	19,024	351,754
7 商工費		925,607	197	925,410
	1 商工費	925,607	197	925,410
8 土木費		1,778,035	2,341	1,775,694
	1 土木管理費	21,555	4,303	17,252
	2 道路橋梁費	1,184,994	716	1,185,710
	5 都市計画費	492,062	300	491,762
	6 住宅費	34,780	1,546	36,326
9 消防費		1,286,724	875	1,285,849
	1 消防費	1,286,724	875	1,285,849
10 教育費		4,563,897	928,914	3,634,983

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	306,610	7,954	314,564
	2 小学校費	2,405,643	940,641	1,465,002
	3 中学校費	355,600	491	356,091
	4 社会教育費	456,685	7,385	449,300
	5 保健体育費	1,039,359	10,667	1,050,026
歳	出	合	計	
		24,793,259	644,532	24,148,727

第2表 債務負担行為補正

(1) 追 加

事 項	期 間	限 度 額
路線バス運行事業	令和8年度	千円 39,828
大川目市民センター指定管理費	令和8年度から 令和12年度まで	83,730
観光交流センター指定管理費	令和8年度から 令和12年度まで	418,545

(2) 変 更

事 項	補 正 前	
	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和13年度まで	千円 97
久慈湊小学校移転改築事業	令和8年度	364,319

補 正 後		備 考
期 間	限 度 額	
令和8年度から 令和13年度まで	千円 101	事業計画変更のため
令和8年度	1,046,036	事業計画変更のため

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	千円 71,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
消防施設整備事業	200,400	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,495,300	同上	同上	同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 80,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
201,600	同 上	同 上	同 上
670,500	同 上	同 上	同 上

# 一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	4,849,404	56,474	4,792,930
15 県支出金	1,636,373	52,514	1,688,887
17 寄附金	485,400	15,911	501,311
18 繰入金	647,473	51,798	699,271
19 繰越金	801,281	98,831	900,112
20 諸収入	821,292	6,588	827,880
21 市債	3,089,800	813,700	2,276,100
歳 入 合 計	24,793,259	644,532	24,148,727

## (歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	196,610	△1,700	194,910
2 総務費	4,480,309	47,025	4,527,334
3 民生費	6,614,899	210,544	6,825,443
4 衛生費	1,482,134	17,423	1,499,557
5 労働費	36,875	1,123	37,998
6 農林水産業費	1,090,999	13,380	1,104,379
7 商工費	925,607	△197	925,410
8 土木費	1,778,035	△2,341	1,775,694
9 消防費	1,286,724	△875	1,285,849
10 教育費	4,563,897	△928,914	3,634,983
歳 出 合 計	24,793,259	△644,532	24,148,727

補正額の財源内訳			
特	定		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△1,700
3,690		5,057	38,278
93,567		6,718	110,259
			17,423
			1,123
7,900	9,900	1,559	△5,979
		1,000	△1,197
			△2,341
	1,200	1,501	△3,576
△109,117	△824,800	254	4,749
△3,960	△813,700	16,089	157,039

## 2 歳 入

### 14款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 民生費負担金	2,231,921	52,201	2,284,122
計	2,233,201	52,201	2,285,402

### 14款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	1,312,389	6,800	1,319,189
2 民生費補助金	185,281	983	186,264
5 教育費補助金	716,292	△116,458	599,834
計	2,607,256	△108,675	2,498,581

### 15款 県支出金

#### 1 項 県負担金

1 民生費負担金	842,425	26,100	868,525
計	843,065	26,100	869,165

### 15款 県支出金

#### 2 項 県補助金

1 総務費補助金	79,336	4,231	83,567
2 民生費補助金	216,175	14,283	230,458
5 農林水産業費補助金	321,867	7,900	329,767
計	676,014	26,414	702,428

### 17款 寄附金

#### 1 項 寄附金

1 一般寄附金	461,000	7,411	468,411
2 総務費寄附金	24,400	8,500	32,900
計	485,400	15,911	501,311

### 18款 繰入金

#### 1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	398,692	50,797	449,489
9 企業版ふるさと納税基金繰入金	1	1,000	1,001
10 消防施設整備基金繰入金	60,339	1	60,340
計	647,473	51,798	699,271

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
1 社会福祉	42,392	障害者自立支援給付費（1／2）	42,392
3 児童福祉	9,809	障害児通所等給付費（1／2）	9,809

2 地域活性化	6,800	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	6,800
2 児童福祉	983	子ども・子育て支援交付金	533
		子ども・子育て支援施設整備交付金	450
5 学校施設	△116,458	学校施設整備事業	△176,605
		社会資本整備総合交付金（緊急避難施設）	60,147

1 社会福祉	21,196	障害者自立支援給付費（1／4）	21,196
3 児童福祉	4,904	障害児通所等給付費（1／4）	4,904

4 地域経営推進費	4,231	地域経営推進費	4,231
1 社会福祉	13,300	灯油高騰対策緊急特別支援事業	13,300
3 児童福祉	983	子ども・子育て支援交付金	533
		子ども・子育て支援施設整備交付金	450
2 農業振興	△2,000	中山間地域等直接支払推進事業	△2,000
5 漁港	9,900	漁港整備事業（1／2）	9,900

1 一般寄附金	7,411	一般寄附金	7,411
1 総務費寄附金	8,500	企業版ふるさと納税寄附金	8,500

1 財政調整基金繰入金	50,797	財政調整基金繰入金	50,797
1 企業版ふるさと納税基金繰入金	1,000	企業版ふるさと納税基金繰入金	1,000
1 消防施設整備基金繰入金	1	消防施設整備基金繰入金	1

14款 国庫支出金 15款 県支出金 17款 寄附金 18款 繰入金

## 19款 繰越金

## 1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	801,281	98,831	900,112
計	801,281	98,831	900,112

## 20款 諸収入

## 4項 雑入

4 雑入	579,242	6,588	585,830
計	579,742	6,588	586,330

## 21款 市債

## 1項 市債

4 農林水産業債	183,600	9,900	193,500
7 消防債	200,400	1,200	201,600
8 教育債	2,049,100	△824,800	1,224,300
計	3,089,800	△813,700	2,276,100

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 繰越金	98,831	前年度繰越金	98,831

10 公演等入場料	1,361	公演等入場料	1,361
11 学校給食費	△1,607	学校給食費	△1,607
16 家畜診療収入	1,559	家畜診療収入	1,559
19 地域情報化	4,127	夢ネット事業	3,000
		ブロードバンド基盤整備事業	1,127
20 雑入	1,148	子ども第三の居場所事業費補助金返還金	1,148

3 水産業	9,900	漁港整備事業債	9,900
1 災害対策	1,200	消防施設整備事業債	1,200
1 学校教育施設	△824,800	学校教育施設等整備事業債	△824,800

19款 繰越金 20款 諸収入 21款 市債

### 3 歳 出

#### 1 款 議会費

##### 1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 196,610	千円 △1,700	千円 194,910	千円	千円	千円	千円 △1,700
計	196,610	△1,700	194,910				△1,700

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,157,335	16,301	1,173,636				16,301
2 文書広報費	44,866	2,000	46,866				2,000
5 財産管理費	663,091	3,270	666,361				3,270
6 企画費	1,602,987	20,452	1,623,439	3,690		5,057	11,705
7 市民センター費	253,441	△2,980	250,461				△2,980
計	3,786,453	39,043	3,825,496	3,690		5,057	30,296

#### 2 款 総務費

##### 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	93,371	116	93,487				116
-------------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
2 給料	△200	職員給与費 議員行動経費 (組替)	△1,700
3 職員手当等	△1,400		
4 共済費	△100		
10 需用費	△41		
11 役務費	41		
			41

1 報酬	17,871	職員給与費	△3,253
2 給料	△2,111	産休、病休代替等会計年度任用職員給与費	23,554
3 職員手当等	△150	姉妹都市締結周年記念事業費	△4,000
4 共済費	4,681		
7 報償費	△340		
8 旅費	△544		
18 負担金、補助及び交付金	△3,106		
10 需用費	2,000	文書事務経費	2,000
10 需用費	3,270	庁舎維持管理費	2,809
		車両管理経費	461
7 報償費	△10	夢ネット事業費	3,000
8 旅費	6	総合計画推進事業費	
10 需用費	4,538	(組替)	17
11 役務費	107	ブロードバンド基盤整備事業費	1,128
12 委託料	△20	地域おこし協力隊設置経費	
13 使用料及び賃借料	△715	(組替)	924
		太古ロマンのまちづくり推進事業費	5,535
15 原材料費	201	脱炭素先行地域推進事業費	
17 備品購入費	10	(財源更正)	430
18 負担金、補助及び交付金	16,335	三陸鉄道運行支援事業負担金	10,789
2 給料	△2,300	職員給与費	△2,980
3 職員手当等	320		
4 共済費	△1,000		

2 給料	210	職員給与費	116
3 職員手当等	△270		
4 共済費	176		

1 款 議会費 2 款 総務費

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	93,371	116	93,487				116

2 款 総務費

4 項 選挙費

3 市長選挙費	40,730	△4,953	35,777				△4,953
5 市長及び市 議会議員選 挙費	0	11,821	11,821				11,821
計	105,871	6,868	112,739				6,868

2 款 総務費

5 項 統計調査費

1 統計調査総 務費	5,940	998	6,938				998
計	26,401	998	27,399				998

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	1,828,694	105,591	1,934,285	76,888		570	28,133
2 老人福祉費	1,353,702	64,918	1,418,620				64,918
3 国民年金費	6,910	1,323	8,233				1,323

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円

1 報酬	△198	市長選挙執行経費	△4,953
3 職員手当等	△4,539		
7 報償費	△98		
10 需用費	107		
12 委託料	△50		
13 使用料及び 賃借料	△145		
18 負担金、補 助及び交付 金	△30		
1 報酬	61	市長及び市議会議員選挙執行経費	11,821
10 需用費	1,320		
12 委託料	4,568		
13 使用料及び 賃借料	31		
18 負担金、補 助及び交付 金	5,841		

2 給料	740	職員給与費	998
3 職員手当等	42		
4 共済費	216		

2 給料	△3,100	職員給与費	△6,851
3 職員手当等	△2,051	子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付事業費	
4 共済費	△1,700	(財源更正)	570
10 需用費	123	障害者自立支援事業費	84,784
11 役務費	935	福祉灯油等購入費助成事業費	27,658
19 扶助費	111,384		
18 負担金、補 助及び交付 金	64,918	久慈広域連合介護保険負担金	40,769
		岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	24,149
2 給料	1,100	職員給与費	1,323
3 職員手当等	58		

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	3,189,365	171,832	3,361,197	76,888		570	94,374

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	497,614	32,251	529,865	16,679		5,000	10,572
2 児童福祉運営費	2,119,580	1,148	2,120,728			1,148	
3 児童福祉施設費	125,582	6,988	132,570				6,988
計	2,742,776	40,387	2,783,163	16,679		6,148	17,560

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1 生活保護総務費	69,758	△1,675	68,083				△1,675
計	682,758	△1,675	681,083				△1,675

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	545,919	△3,109	542,810				△3,109
計	769,767	△3,109	766,658				△3,109

4 款 衛生費

2 項 清掃費

1 清掃総務費	712,367	20,532	732,899				20,532
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
4 共済費	165		

3 職員手当等	316	職員給与費	316
10 需用費	△128	放課後児童健全育成事業費	1,600
11 役務費	128	児童手当支給事務費	59
18 負担金、補助及び交付金	2,950	児童福祉事務費	9,307
		児童福祉事業費	19,619
		病児保育施設整備事業費補助金	1,350
19 扶助費	19,619		
22 償還金、利子及び割引料	9,366		
22 償還金、利子及び割引料	1,148	子ども第三の居場所事業費補助金	1,148
2 給料	2,650	職員給与費	6,988
3 職員手当等	3,413		
4 共済費	925		

2 給料	△1,100	職員給与費	△1,675
3 職員手当等	△75		
4 共済費	△500		

2 給料	△3,900	職員給与費	△7,700
3 職員手当等	△1,600	養育医療給付事業費	1,231
4 共済費	△2,200	出産・子育て応援事業費	3,360
22 償還金、利子及び割引料	4,591		

2 給料	△2,500	職員給与費	△3,850
3 職員手当等	△750	久慈広域連合塵芥処理負担金	7,666

3 款 民生費 4 款 衛生費

4款 衛生費  
2項 清掃費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	712,367	20,532	732,899				20,532

5款 労働費  
1項 労働諸費

1 労働諸費	36,875	1,123	37,998				1,123
計	36,875	1,123	37,998				1,123

6款 農林水産業費  
1項 農業費

1 農業委員会費	18,554	361	18,915				361
2 農業総務費	135,410	△3,660	131,750				△3,660
3 農業振興費	36,929	△3,165	33,764	△2,000			△1,165
4 畜産業費	81,888	1,120	83,008			1,559	△439
計	303,175	△5,344	297,831	△2,000		1,559	△4,903

6款 農林水産業費  
2項 林業費

1 林業総務費	39,907	△300	39,607				△300
計	455,094	△300	454,794				△300

6款 農林水産業費  
3項 水産業費

1 水産業総務費	151,406	3,373	154,779				3,373
4 漁港建設費	167,883	15,651	183,534	9,900	9,900		△4,149

節		説 明	千円
区 分	金 額		
4 共済費	千円 △600	久慈広域連合し尿処理負担金	16,716
18 負担金、補助及び交付金	24,382		

2 給料	920	職員給与費	1,123
3 職員手当等	155		
4 共済費	48		

8 旅費	△125	農業委員会活動費	437
9 交際費	△3	農業者年金事務費	△20
10 需用費	△27	機構集積支援事業費	△26
11 役務費	546	諸会議出席負担金	△30
18 負担金、補助及び交付金	△30		
2 給料	△2,400	職員給与費	△3,660
3 職員手当等	△64		
4 共済費	△1,196		
12 委託料	△2,000	中山間地域等直接支払推進事業費	△2,000
18 負担金、補助及び交付金	△1,165	農作物価格安定対策事業費補助金	△1,165
10 需用費	2,013	家畜診療事業費	1,120
12 委託料	△893		

3 職員手当等	△300	職員給与費	△300

2 給料	2,200	職員給与費	3,373
3 職員手当等	559		
4 共済費	614		
2 給料	△2,400	職員給与費	△4,149

4款 衛生費 5款 労働費 6款 農林水産業費

## 6 款 農林水産業費

## 3 項 水産業費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	332,730	19,024	351,754	9,900	9,900		△776

## 7 款 商工費

## 1 項 商工費

1 商工総務費	220,619	△197	220,422				△197
3 観光費	246,270	0	246,270			1,000	△1,000
計	925,607	△197	925,410			1,000	△1,197

## 8 款 土木費

## 1 項 土木管理費

1 土木総務費	21,555	△4,303	17,252				△4,303
計	21,555	△4,303	17,252				△4,303

## 8 款 土木費

## 2 項 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	138,971	378	139,349				378
2 道路維持費	751,105	0	751,105				
3 道路新設改良費	294,918	338	295,256				338
計	1,184,994	716	1,185,710				716

## 8 款 土木費

## 5 項 都市計画費

2 街路事業費	16,355	△300	16,055				△300
---------	--------	------	--------	--	--	--	------

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	△850	漁港整備事業費〔補助〕	19,800
4 共済費	△899	漁港整備事業費〔単独〕	
12 委託料	△373	(組替)	84
13 使用料及び 賃借料	84		
14 工事請負費	20,089		

2 給料	△1,200	職員給与費	△197
3 職員手当等	1,003		
1 報酬	118	紹介宣伝事業費	
3 職員手当等	226	(財源更正)	1,000
8 旅費	△68	観光施設維持管理費	
17 備品購入費	△26	(組替)	142
18 負担金、補 助及び交付 金	△250	体験型観光等受入推進事業費	△344
		グリーン復興プロジェクト推進事業費	344

2 給料	△2,500	職員給与費	△4,303
3 職員手当等	△1,003		
4 共済費	△800		

2 給料	△300	職員給与費	378
3 職員手当等	100		
4 共済費	578		
12 委託料	3,000	道路維持補修事業費〔補助〕	
14 工事請負費	△6,273	(組替)	6,273
21 補償、補填 及び賠償金	3,273		
2 給料	60	職員給与費	338
3 職員手当等	278		

3 職員手当等	△300	職員給与費	△300
---------	------	-------	------

6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

## 8 款 土木費

## 5 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	492,062	△300	491,762				△300

## 8 款 土木費

## 6 項 住宅費

1 住宅管理費	34,780	1,546	36,326				1,546
計	34,780	1,546	36,326				1,546

## 9 款 消防費

## 1 項 消防費

1 消防総務費	769,364	△1,001	768,363				△1,001
2 非常備消防費	117,910	0	117,910	500			△500
3 消防施設費	216,538	1	216,539	△500	1,100	1	△600
5 災害対策費	180,959	125	181,084		100	1,500	△1,475
計	1,286,724	△875	1,285,849		1,200	1,501	△3,576

## 10 款 教育費

## 1 項 教育総務費

2 事務局費	269,406	7,954	277,360				7,954
計	306,610	7,954	314,564				7,954

## 10 款 教育費

## 2 項 小学校費

1 学校管理費	192,076	685	192,761			500	185
3 学校建設費	2,108,134	△941,326	1,166,808	△116,458	△824,800		△68

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円

10 需用費	1,611	住宅維持管理費	1,428
12 委託料	△65	汚水処理施設維持管理費	118

2 給料	△1,500	職員給与費	△1,001
3 職員手当等	999		
4 共済費	△500		
7 報償費	△44	消防団員被服等購入費	
13 使用料及び 賃借料	44	(財源更正) 消防団活動経費 (組替)	500 44
22 償還金、利 子及び割引 料	1	消防ポンプ自動車整備事業費	1
12 委託料	51	災害対策事業費	125
18 負担金、補 助及び交付 金	74		

1 報酬	283	職員給与費	7,892
2 給料	3,920	教育奨励賞、市民文芸賞褒賞経費	62
3 職員手当等	2,294	くじかがやきプラン事業費	
4 共済費	1,678	(組替)	283
8 旅費	△283		
10 需用費	62		

2 給料	150	職員給与費	185
3 職員手当等	35	学校管理経費	500
17 備品購入費	500		
11 役務費	△39	久慈湊小学校移転改築事業費	△240,514
12 委託料	△9,908	久慈湊小学校移転改築事業費〔債務負担〕	△700,812
14 工事請負費	△931,379		

8款 土木費 9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費  
2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 2,405,643	千円 △940,641	千円 1,465,002	千円 △116,458	千円 △824,800	千円 500	千円 117

10款 教育費  
3項 中学校費

1 学校管理費	287,668	491	288,159				491
計	355,600	491	356,091				491

10款 教育費  
4項 社会教育費

1 社会教育総務費	131,683	△7,385	124,298				△7,385
3 文化会館費	232,057	0	232,057	541		1,361	△1,902
計	456,685	△7,385	449,300	541		1,361	△9,287

10款 教育費  
5項 保健体育費

1 保健体育総務費	55,694	547	56,241				547
2 体育施設費	549,703	0	549,703				
3 学校給食費	433,962	10,120	444,082	6,800		△1,607	4,927

節		説 明	千円
区 分	金 額		
	千円		千円

1 報酬	1,140	職員給与費	491
2 給料	160	地域クラブ活動実証事業費	
3 職員手当等	242	(組替)	1,417
4 共済費	284		
8 旅費	32		
10 需用費	50		
12 委託料	△1,417		

1 報酬	△546	職員給与費	△6,142
2 給料	△2,700	生涯学習推進事業費	△500
3 職員手当等	△1,549	文化財保護事業費	△681
4 共済費	△2,027	文化財保管・展示施設維持管理費	△62
8 旅費	△1		
12 委託料	△562		
7 報償費	△167	文化会館運営管理費	
8 旅費	△62	(組替)	98
10 需用費	448	文化会館自主事業費	
11 役務費	92	(組替)	606
12 委託料	△425		
13 使用料及び 賃借料	164		
17 備品購入費	△50		

2 給料	40	職員給与費	40
11 役務費	△10	スポーツ振興号管理経費	
18 負担金、補 助及び交付 金	507	(組替)	10
		生涯スポーツ全国大会等出場経費補助金	507
26 公課費	10		
11 役務費	13	体育施設維持管理費	
12 委託料	△13	(組替)	13
3 職員手当等	80	職員給与費	93
4 共済費	13	学校給食センター運営管理費	10,027
10 需用費	10,027		

10款 教育費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,039,359	10,667	1,050,026	6,800		△1,607	5,474

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12 委託料	△4	
26 公課費	4	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)					
補正後	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	1,998	121,592					121,592		121,592	
	計	2,021	195,644	24,516	32,118	255	138	252,671	30,058	282,729	
補正前	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	2,031	121,729					121,729		121,729	
	計	2,054	195,781	24,516	32,118	255	138	252,808	30,058	282,866	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	△33	△137					△137		△137	
	計	△33	△137					△137		△137	

## 補正予算給与費明細書

### 2 一般職

#### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 280 ) 329	378,733	1,399,398	919,398	2,697,529	724,853	3,422,382	
補正前	( 274 ) 335	359,867	1,415,459	924,899	2,700,225	726,997	3,427,222	
比 較	( 6 ) △6	18,866	△ 16,061	△ 5,501	△ 2,696	△ 2,144	△ 4,840	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	37,603	23,705	1,083	402	18,865	101,615
	補正前	36,569	22,600	1,083	402	19,095	105,015
	比 較	1,034	1,105			△ 230	△ 3,400
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		23,479	681,708	1,188	
	補正前	29,236		22,350	687,361	1,188	
	比 較	514		1,129	△ 5,653		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 4 ) 318		1,242,184	721,163	1,963,347	595,602	2,558,949	
補正前	( 4 ) 324		1,260,434	728,783	1,989,217	599,398	2,588,615	
比 較	( ) △6		△ 18,250	△ 7,620	△ 25,870	△ 3,796	△ 29,666	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	37,603	16,272	1,083	402	18,865	89,983
	補正前	36,569	15,167	1,083	402	19,095	93,572
	比 較	1,034	1,105			△ 230	△ 3,589
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,750		23,479	502,538	1,188	
	補正前	29,236		22,350	510,121	1,188	
	比 較	514		1,129	△ 7,583		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 276 ) 11	378,733	157,214	198,235	734,182	129,251	863,433	
補正前	( 270 ) 11	359,867	155,025	196,116	711,008	127,599	838,607	
比 較	( 6 )	18,866	2,189	2,119	23,174	1,652	24,826	

備考 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
	補正後	7,433			11,632	179,170
	補正前	7,433			11,443	177,240
	比 較				189	1,930

## (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説 明	備 考
		(千円)			
報 酬	18,866	その他の 増減分	18,866	○実績見込みによる増	
給 料	△ 16,061	その他の 増減分	△ 16,061	○実績見込みによる減	
職員手当	△ 5,501	その他の 増減分	△ 5,501	○実績見込みによる減	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説 明	備 考
		(千円)			
給 料	△ 18,250	その他の 増減分	△ 18,250	○実績見込みによる減	
職員手当	△ 7,620	その他の 増減分	△ 7,620	○実績見込みによる減	

## イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳		説 明	備 考
		(千円)			
報 酬	18,866	その他の 増減分	18,866	○実績見込みによる増	
給 料	2,189	その他の 増減分	2,189	○実績見込みによる増	
職員手当	2,119	その他の 増減分	2,119	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,531,847	47,400	118,106	1,461,141
2 民生債	27,761	37,400	30,517	34,644
3 衛生債	1,366,418	52,200	142,906	1,275,712
4 労働債	1,100			1,100
5 農林水産業債	1,468,375	193,500	202,376	1,459,499
6 商工債	1,636,293	23,000	117,538	1,541,755
7 土木債	2,917,614	479,900	442,076	2,955,438
8 消防債	155,122	201,600	29,764	326,958
9 教育債	2,754,247	1,224,300	181,168	3,797,379
10 災害復旧債	2,810,731	16,800	317,981	2,509,550
11 減収補てん債	36,592		2,277	34,315
12 住民税等減税補てん債	5,434		3,901	1,533
13 臨時財政対策債	5,526,729		605,507	4,921,222
合 計	20,238,263	2,276,100	2,194,117	20,320,246

## 議案第2号

### 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条—第19条）

#### 第2章 乳児等通園支援事業

##### 第1節 通則（第20条）

##### 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

##### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

#### 第3章 雑則（第28条・第29条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （最低基準の目的）

第2条 最低基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

##### （最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園

支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その提供する乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児が使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒の発生を予防し、そのまん延を防止するために、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える施設)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その提供した乳児等通園支援に関し、市長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければな

らない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
4階 以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至るまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該

調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けるこ

とができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

### 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

## 議案第3号

### 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

#### 第3章 雑則（第33条・第34条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・

子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、

当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供

される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子ども

の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前

子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもの

のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものである。

## 議案第4号

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年久慈市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

7 教育委員会	就学が困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

」を「

7 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	就学が困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	務であって規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税法その他の地方税に関する法律に基づ

	る事務であって規則で定めるもの	く条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項又は地方税の徴収に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による感染症予防事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	定住促進住宅条例による定住促進住宅の管理に関	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	子ども、妊産婦及び重度心身障害者に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号））又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	ひとり親家庭に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

11 市長	寡婦等に対する医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
12 市長	健康の増進に係る事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

#### 附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

#### 提案理由

個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を加えようとするものである。

## 議案第5号

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2

項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関係条例について所要の整備をしようとするものである。

## 議案第6号

### 地方卸売市場条例の一部を改正する条例

地方卸売市場条例（平成18年久慈市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の取引承諾を受け、かつ、」を「を経て」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 市長は、買受人の承認をしようとするときは、あらかじめ卸売業者から意見を聴くものとする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

### 提案理由

久慈市営魚市場の買受人の承認方法を改めようとするものである。

議案第7号

地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年久慈市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

提案理由

固定資産税の課税免除の適用対象となる地域経済牽引事業のための施設の設置の期限を延長しようとするものである。

議案第8号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市大川目市民センター	大川目町まちづくり協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市大川目市民センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第9号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
夏井農村地域交流館	川代地区振興会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

夏井農村地域交流館の管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

議案第10号

指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
久慈市観光交流センター 久慈市駅前観光交流センター	一般社団法人久慈市観光物産協会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市観光交流センター及び久慈市駅前観光交流センターの管理を行わせるため、指定管理者の指定をしようとするものである。

報告第1号

令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）に関する専決処分の報告について

災害対策に係る経費を追加する令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により、報告する。

令和7年12月4日提出

久慈市長 遠藤 譲 一



専 決 処 分 書

災害対策に係る経費を追加する令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別冊のとおり専決処分する。

令和7年11月1日

久慈市長 遠 藤 譲 一

令和 7 年 度

久慈市一般会計補正予算

( 専 決 第 2 号 )

令和7年度久慈市一般会計補正予算（専決第2号）

令和7年度久慈市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,793,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		千円 645,792	千円 1,681	千円 647,473
	1 基金繰入金	645,792	1,681	647,473
21 市債		3,076,800	13,000	3,089,800
	1 市債	3,076,800	13,000	3,089,800
歳入合計		24,778,578	14,681	24,793,259

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4,478,698	千円 1,611	千円 4,480,309
	1 総務管理費	3,784,842	1,611	3,786,453
11 災害復旧費		3,801	13,070	16,871
	1 公共土木施設災害復旧費	3,801	13,070	16,871
歳 出 合 計		24,778,578	14,681	24,793,259

第2表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
現年発生単独災害復旧事業	千円 13,000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

# 一般会計補正予算説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	645,792	1,681	647,473
21 市債	3,076,800	13,000	3,089,800
歳入合計	24,778,578	14,681	24,793,259

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,478,698	1,611	4,480,309
11 災害復旧費	3,801	13,070	16,871
歳 出 合 計	24,778,578	14,681	24,793,259

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,611
	13,000		70
	13,000		1,681

## 2 歳 入

### 18款 繰入金

#### 1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	397,011	1,681	398,692
計	645,792	1,681	647,473

### 21款 市債

#### 1 項 市債

9 災害復旧債	3,800	13,000	16,800
計	3,076,800	13,000	3,089,800

節		金額	説明
区	分		
		千円	千円
1	財政調整基金繰入金	1,681	財政調整基金繰入金 1,681

1	現年災害	13,000	現年発生単独災害復旧事業債 13,000

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 1,155,724	千円 1,611	千円 1,157,335	千円	千円	千円	千円 1,611
計	3,784,842	1,611	3,786,453				1,611

#### 11 款 災害復旧費

##### 1 項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋梁災害復旧費	3,801	13,070	16,871		13,000		70
計	3,801	13,070	16,871		13,000		70

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	902	令和7年10月暴風警報等に伴う対応経費	1,611
3 職員手当等	709		

10 需用費	400	現年発生単独災害復旧事業費	13,070
13 使用料及び 賃借料	11,600		
15 原材料費	1,070		

2 款 総務費 11 款 災害復旧費

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費						計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)					
補正後	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	2,031	121,729					121,729		121,729	
	計	2,054	195,781	24,516	32,118	255	138	252,808	30,058	282,866	
補正前	長 等	3		24,516	7,989 (3.40)	255	138	32,898	8,702	41,600	
	議 員	20	74,052		24,129 (3.40)			98,181	21,356	119,537	
	その他の 特別職	2,031	120,929					120,929		120,929	
	計	2,054	194,981	24,516	32,118	255	138	252,008	30,058	282,066	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職		800					800		800	
	計		800					800		800	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 274 ) 335	359,867	1,415,459	924,899	2,700,225	726,997	3,427,222	
補正前	( 274 ) 335	359,765	1,415,459	924,190	2,699,414	726,997	3,426,411	
比 較	( )	102		709	811		811	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	36,569	22,600	1,083	402	19,095	105,015
	補正前	36,569	22,600	1,083	402	19,095	104,306
	比 較						709
職員手当 の内 訳	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,236		22,350	687,361	1,188	
	補正前	29,236		22,350	687,361	1,188	
	比 較						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 4 ) 324		1,260,434	728,783	1,989,217	599,398	2,588,615	
補正前	( 4 ) 324		1,260,434	728,201	1,988,635	599,398	2,588,033	
比 較	( )			582	582		582	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)
	補正後	36,569	15,167	1,083	402	19,095	93,572
	補正前	36,569	15,167	1,083	402	19,095	92,990
	比 較						582
	区 分	特別調整額 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	
	補正後	29,236		22,350	510,121	1,188	
	補正前	29,236		22,350	510,121	1,188	
	比 較						

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 270 ) 11	359,867	155,025	196,116	711,008	127,599	838,607	
補正前	( 270 ) 11	359,765	155,025	195,989	710,779	127,599	838,378	
比 較	( )	102		127	229		229	

備考 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)
	補正後	7,433			11,443	177,240
	補正前	7,433			11,316	177,240
	比 較				127	

## (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	102	その他の 増減分	102	○実績見込みによる増	
職員手当	709	その他の 増減分	709	○実績見込みによる増	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
職員手当	582	その他の 増減分	582	○実績見込みによる増	

## イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	102	その他の 増減分	102	○実績見込みによる増	
職員手当	127	その他の 増減分	127	○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,531,847	47,400	118,106	1,461,141
2 民生債	27,761	37,400	30,517	34,644
3 衛生債	1,366,418	52,200	142,906	1,275,712
4 労働債	1,100			1,100
5 農林水産業債	1,468,375	183,600	202,376	1,449,599
6 商工債	1,636,293	23,000	117,538	1,541,755
7 土木債	2,917,614	479,900	442,076	2,955,438
8 消防債	155,122	200,400	29,764	325,758
9 教育債	2,754,247	2,049,100	181,168	4,622,179
10 災害復旧債	2,810,731	16,800	317,981	2,509,550
11 減収補てん債	36,592		2,277	34,315
12 住民税等減税補てん債	5,434		3,901	1,533
13 臨時財政対策債	5,526,729		605,507	4,921,222
合 計	20,238,263	3,089,800	2,194,117	21,133,946